

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和4年5月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0531第4号」により、検査項目に検査実施料が新設されましたので、下記の通りご案内いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

記

■ 適用日 令和4年 6月 1日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
悪性腫瘍組織検査（処理が容易なもの） (医薬品の適応判定の補助等に用いるもの) (肺癌におけるKRAS遺伝子変異(G12C)検査)	2500点
黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') 検出	291点
膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出	350点
百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出	360点



▼新規保険収載項目 詳細内容

太字下線部分が変更されました。

検査項目	保険 点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
悪性腫瘍組織検査 (処理が容易なもの) (医薬品の適応判定の 補助等に用いるもの) (肺癌におけるKRA S遺伝子変異 (G12C) 検査)	2500点	遺伝子関連 ・染色体検 査判断料 (※2 : 100点)	「D004-2」 悪性腫瘍組織 検査の「1」 の「イ」 処理が容易な もの「(1)」	「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の 補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検 査のことをいい、使用目的又は効果として、医 薬品の適応を判定するための補助等に用いるもの として葉事承認又は認証を得ている体外診断 用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイム PCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シー ケンシングにより行う場合に算定できる。 <u>ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査（次世代シー ケンシングを除く。）、METex14遺伝子検査（次世代シー ケンシングを除く。）、Kras遺伝子変異（G12C）検査</u> ～（略）～
黄色ブドウ球菌 ペニシリン 結合蛋白2' (PBP2') 検出	291点	微生物学的 検査 判断料 (※7 150点)	「D012」 感染症 免疫学的検査 の「53」	<u>ア 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') 検出は、イムノクロマト法に より、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出 された患者を対象として測定した場合又は免 疫不全状態であって、MRSA感染症が強く 疑われる患者を対象として測定した場合の み、本区分の「53」結核菌群抗原定性の所定 点数を準用して算定する。</u> <u>イ 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') 検出は、区分番号「D02 3」微生物核酸同定・定量検査の「16」ブド ウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出が実施でき ない場合に限り算定する。</u> <u>ウ 本検査を実施した場合、区分番号「D02 6」検体検査判断料については、「7」微生 物学的検査判断料を算定する。</u>
膣トリコモナス 及び マイコプラズマ ・ジェニタリウム 同時核酸検出	350点	微生物学的 検査 判断料 (※7 150点)	「D023」 微生物 核酸同定 ・定量検査 の「10」	<u>膣トリコモナス核酸及びマイコプラズマ・ジェ ニタリウム同時核酸検出は、リアルタイムPC R法により、膣トリコモナス感染症を疑う患者 であって、鏡検が陰性又は実施できないもの若 しくはマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症 を疑う患者に対して治療法選択のために実施し た場合及び膣トリコモナス感染症又はマイコプ ラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して 治療効果判定のために実施した場合に、本区分 の「10」HPV核酸検出の所定点数を準用して 算定する。</u>
百日咳菌 ・パラ百日咳菌 核酸同時検出	360点	微生物学的 検査 判断料 (※7 150点)	「D023」 微生物 核酸同定 ・定量検査 の「12」	<u>百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出は、関 連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準 における臨床判断例の定義を満たす患者に対し て、PCR法により測定した場合に、本区分の 「12」百日咳菌核酸検出、肺炎クラミジア核酸 検出の所定点数を準用して算定する。</u>